

神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客が快適に滞在できる環境づくりや新たな観光需要に対応するため、多言語表記等の整備やデジタル技術を活用した業務効率化等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光案内所・観光施設等

別表1の「施設」欄に掲げる施設をいう。

(2) 観光地における店舗・事業所等

別表1の「施設」欄に掲げる施設以外で、国内外の旅行者の利用が見込まれる施設等をいう。

(3) 宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、神奈川県内の宿泊施設において旅館業を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者

(4) 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる者であって、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

ア 神奈川県内に観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者

イ 神奈川県内の観光地における店舗・事業所等を運営する者

ウ 神奈川県内の宿泊事業者

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。ただし、国、本県及び他の地方公共団体から補助金の交付を受けている又は補助金の交付を受ける予定の事業及び指定管理業務の範囲である事業を除くものとする。

(1) 外国人観光客の周遊に資する受入環境整備事業

(2) 新たな観光需要への体制整備事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、別表2の「補助対象経費」欄のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、補助対象経費に別表2の「補助率」欄に掲げる補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表2の「上限額」を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出期日等)

第7条 補助を受けようとする補助事業者は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、不交付を決定したときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知す

るものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 補助事業の内容にあつては、補助対象経費の20%以内の変更であり、かつ、補助金額の増額を伴わない場合

イ 別表2に掲げる補助対象経費において、その内訳を変更するときで、変更を行う内訳額のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の1月31日までとする。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請及び承認)

第10条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合において、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、変更が適当であると認めたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合において、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更交付申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、変更が適当であると認めたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更交付不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(中止、廃止の承認)

第11条 第9条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認申請書（第10号様式）に中止、廃止の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、中止、廃止が適当であると認めたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第11号様式）により、通知するものとする。

3 中止、廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金 中止・廃止不承認通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げができる期間）

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告及び調査）

第13条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金実績報告書（第13号様式）に添付書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の翌日をもってその期限とみなすものとする。

（補助金の額の確定及び支払）

第17条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、神奈川県観光客受入環境整備費補助金確定通知書（第14号様式）により確定額を通知するものとする。

3 知事は、第1項の額の確定を行った後、精算交付を行うものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
-------	----

(1) 不動産及びその従属物	10年
----------------	-----

(2) 上記以外のもの	5年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。）
-------------	---

2 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金財産処分承認申請書（第15号様式）を知事に提出するものとする。

3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第21条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき

(2) 補助事業者が合併又は解散したとき

(暴力団の排除)

第22条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、補助金の返還については、第15条の規定を準用する。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

施設	内容
神社、寺院、又は教会	文化財を所蔵・附帯している、又は建築物や境内（庭園を含む）に歴史的・文化的な要素があるもの
城跡、城郭、又は宮殿	軍事又は行政等としての目的で建造されたもの
庭園又は公園	鑑賞、散策等のために造成されたもの
動植物園又は水族館	動植物を飼育・栽培し、展示しているもの
博物館又は美術館	歴史的資料、科学的資料、美術作品又はコレクション等を展示しているもの
テーマ公園又はテーマ施設	特徴的な概念、テーマ等を表現し、それらを観光客が体験するために作られたもの
道の駅、みなとオアシス	国土交通省により登録されている「道の駅、みなとオアシス」
観光案内所	観光名所等の観光に関する様々な情報を提供する施設
観光拠点情報・交流施設	観光名所に関する情報及び地域との交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設

別表 2 (第 4 条、第 5 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額
①外国人観光客の周遊に資する受入環境整備事業	1 外国人対応整備事業 (1) 観光案内板、デジタルサイネージ、ピクトグラム案内板等の作成・設置に係る費用 (2) 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用 (3) 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用 (4) 多言語案内・翻訳用タブレット端末の購入に係る費用 (5) 音声案内ツールの整備に係る費用 (6) 多言語案内・翻訳システム機器の購入に係る費用 (7) 公衆無線 LAN 機器購入に係る費用 (8) 公衆無線 LAN ネットワーク回線の設置に係る費用 (9) マナー啓発の案内、日本と外国の生活文化の違い等の作成に係る費用 (10) 多様な食習慣を持つ外国人観光客に対応したメニューの開発等に係る費用 2 トイレ整備事業 (1) 和式トイレの洋式化に係る費用 (2) 温水洗浄便座の新設に係る費用	2 分の 1	1 事業者 : 100 万円
②新たな観光需要	1 マイクロツーリズム、アドベンチャーツーリズム、高付加価値化に対応した事業		

への体制 整備事業	(1) コンテンツ開発に係る費用（ハード事業（施設整備等）を除く） (2) モデルコース・ツアーの造成に係る費用 (3) アプリ・ウェブサイト作成に係る費用（当補助金で開発・造成した事業に係るもの） 2 スポーツツーリズムをテーマとした観光需要に対応する事業 (1) サイクルラック・工具・貸出用自転車・自転車用ヘルメットの購入、その他メンテナンスマット等のサイクリストが宿泊する際に活用する物品購入等に係る費用 (2) コンテンツ開発に係る費用（ハード事業（施設整備等）を除く） (3) モデルコース・ツアーの造成に係る費用 (4) アプリ・ウェブサイト作成に係る費用（当補助金で開発・造成した事業に係るもの） 3 デジタル技術を活用した観光需要の創出や業務効率化（観光DX）の推進事業 (1) モバイル等による非接触型チェックイン、チェックアウトシステムの導入に係る費用 (2) 宿泊カードのオンライン化（電子宿泊台帳等）に係る費用 (3) 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムに係る費用 (4) カード決済による非対面決済（カード決済端末等）に係る費用 (5) セルフレジの設置に係る費用 (6) 従業員間で観光客の状況等を情報共有するための電子機器類の導入に係る費用 (7) 省人化・省力化のための専門家助言指導に係る費用 (8) システム開発、設備整備、改修に係る費用 (9) ビッグデータの分析、活用に係る費用 (10) デジタルマーケティングの実施に係る費用 4 サステナブルツーリズムをテーマとした観光需要に対応する事業 (1) コンテンツ開発に係る費用（ハード事業（施設整備等）を除く） (2) モデルコース・ツアーの造成に係る費用		
----------------------	---	--	--

	(3) アプリ・ウェブサイト作成に係る費用（当補助金で開発・造成した事業に係るもの） 5 ユニバーサルツーリズムをテーマとした観光需要に対応する事業 (1) コンテンツ開発に係る費用（ハード事業（施設整備等）を除く） (2) モデルコース・ツアーの造成に係る費用 (3) アプリ・ウェブサイト作成に係る費用（当補助金で開発・造成した事業に係るもの） (4) スロープ板、手すり、視覚障がい者用誘導ブロック、点字・音声案内等に係る費用 (5) 車椅子使用者用トイレやオストメイト対応トイレ等に係る費用 6 災害時対応整備事業 (1) 非常用電源装置購入に係る費用 (2) 非常用電源装置の整備に附随する機器購入に係る費用 7 その他新たな観光需要への体制整備事業として知事が認めたもの		
--	--	--	--